

第1編 総則編

目 次

第1節	目的	1
第2節	計画の位置づけ及び基本理念	1
1	計画の位置づけ	1
2	計画の基本理念	1
第3節	防災計画、防災会議	3
1	防災計画	3
2	防災計画のつながり	3
3	内灘町地域防災計画と石川県地域防災計画との関係	3
4	関係法律との関係	3
5	計画の構成	4
6	計画の修正	4
7	内灘町防災会議	4
第4節	町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5
1	本町の処理すべき事務又は業務の大綱	5
2	県及び防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱	8
第5節	本町の特質と既往の自然災害	13
1	自然条件	13
2	社会条件	25
第6節	地震被害想定調査における地域の危険性	27
1	地震動及び液状化の危険性評価	27
2	土砂災害の危険性評価	27
第7節	津波浸水想定調査における地域の危険性	32
1	想定される津波の適切な設定	32
2	総合的な津波災害対策のための基本的な考え方	32
3	津波浸水想定調査	32
4	津波災害に備える対策	36
第8節	洪水浸水想定区域図	38

第1節 目的

内灘町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、内灘町防災会議が作成する計画であり、町域に係る防災に関し、災害予防活動、災害応急対策活動及び災害復旧活動に至る一連の防災活動の実施にあたり、関係機関の協力を得て、町域ならびに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ及び基本理念

1 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成するものであり、町域における防災活動の効果的かつ具体的な実施を図るため、以下の必要な基本的大綱を定めるものである。

- (1) 内灘町及び町域内にある防災関係機関等の処理すべき基本的な事務、又は業務の大綱を掲げ、防災対策における役割の明示
- (2) 防災対策を推進するための中長期的、総合的な防災ビジョンの明示
- (3) 災害発生を未然に防止するため、防災施設の整備、防災教育又は訓練、その他周到かつ十分な災害予防に関する計画
- (4) 災害が発生、又は発生する恐れがある場合、災害の拡大防止及び防御を迅速かつ円滑に行う災害応急対策に関する計画
- (5) 適切かつ速やかな災害復旧・復興に関する計画

2 計画の基本理念

(1) 基本理念

この計画は、町、防災関係機関、事業所及び町民がとるべき基本的事項等を定めたものである。町と防災関係機関は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して、さまざまな対策を組み合わせた総合的な防災対策を講じ、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

このため、町及び防災関係機関は、実施計画の作成などにより本計画の具体化を図るとともに、常に本町をとりまく諸条件を見極め、必要に応じて修正を加えるなど、その弾力的な運用を図る。

また、町民及び事業者は、それぞれ自助・共助の精神に基づき、自ら災害への備えの充実に努める。

なお、災害対策の実施に当たっては、町は果たすべき役割を的確に実施していくとともに、県及び防災関係機関と相互に密接な連携を図る。

併せて、町は、町民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進するとともに、町、県、防災関係機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はも

とより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、町は、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

(2) 用語

この計画において掲げる防災関係機関等の用語は、次に示すところによる。

ア 防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

イ 指定地方行政機関

災害対策基本法第2条第4号に定める行政機関で、この計画では、本章第4節に定める機関

ウ 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に定める公共機関で、この計画では、本章第4節に定める機関

エ 指定地方公共機関

災害対策基本法第2条第6号に定める公共機関で、この計画では、本章第4節に定める機関

オ 公共的事業を営む法人その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法第2条第6号に定める公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び町内の公共的団体で、この計画では、本章第4節に定める機関

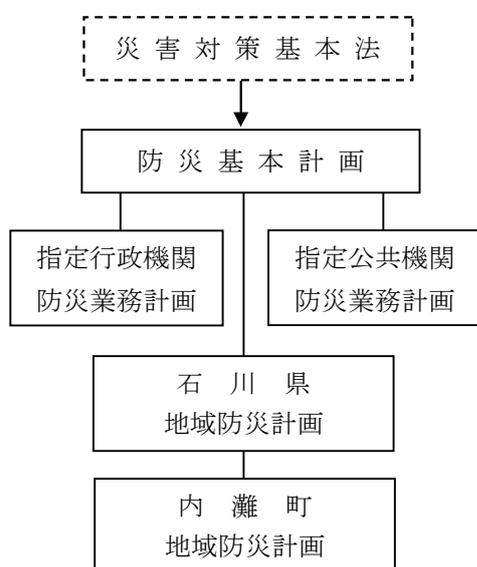
第3節 防災計画、防災会議

1 防災計画

防災計画は、内灘町域内の地域や町民の生命、身体及び財産を災害から守るために作成する防災に関する計画である。ここで「防災」という語には3つの要素が含まれている。まず第1に災害を未然に防止すること（災害予防対策）、第2に災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと（災害応急対策）、第3に災害の復旧を図ること（災害復旧対策）である。

防災に関しては、国、県及び町がそれぞれ地域や機能に応じて責務を有する。

2 防災計画のつながり



・防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいえるべきものである。（災害対策基本法第34条及び第35条）

・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。（災害対策基本法第36条から第39条まで）

・地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。（災害対策基本法第40条から第42条まで）

3 内灘町地域防災計画と石川県地域防災計画との関係

災害対策基本法第42条に定めるとおり、内灘町地域防災計画は石川県地域防災計画に抵触してはならないとされているが、両計画は不可分の関係にある。

石川県地域防災計画は、内灘町が応急対策を実施する事務事業を助け、かつ総合調整を行うための措置及びその措置が推進できるよう定められており、内灘町地域防災計画では、その配慮すべき事項を定めるものとする。

4 関係法律との関係

災害対策基本法第10条に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

5 計画の構成

この計画は次の5編から構成する。

- (1) 総則編
- (2) 地震災害対策編
- (3) 一般災害対策編（風水害、土砂災害、雪害、その他大規模事故等）
- (4) 津波災害対策編
- (5) 資料編

6 計画の修正

この計画は恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを内灘町防災会議において修正する。ただし、修正する場合は、予め知事と協議する。

7 内灘町防災会議

内灘町防災会議は、内灘町の防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第107号）第138条の4第3項に基づき設置された附属機関である。

内灘町防災会議は、次の組織で構成し、次の事務をつかさどる。

(1) 組織（内灘町防災会議条例（昭和37年条例第14号）第3条）

- ア 会長（町長）
- イ 第1号委員（町長の部内の職員）
- ウ 第2号委員（教育長）
- エ 第3号委員（消防長及び消防団長）
- オ 第4号委員（石川県知事の部内の職員）
- カ 第5号委員（石川県警察の警察官）
- キ 第6号委員（指定公共機関又は指定地方公共機関の職員）
- ク 第7号委員（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者）
- ケ 第8号委員（前各号に掲げる者のほか、町長が必要であると認める者）

(2) 掌握事務（内灘町防災会議条例第2条）

- ア 内灘町の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- イ 町長の諮問に応じて内灘町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- ウ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- エ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第4節 町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

この計画は、町及び防災関係機関がそれぞれの機能を有効に発揮し、相互に協力連携して最善の防災活動を行うため、各種災害対策として実施する事務又は業務の大綱を示す。

1 本町の処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 地域防災計画の作成
- (2) 震災アセスメントの実施
- (3) 防災に関する組織の整備
- (4) 災害予防対策の推進
 - ア 防災知識の普及
 - イ 町民及び事業者等のとるべき措置
 - ウ 自主防災組織の育成
 - エ 防災ボランティアの活動環境の整備
 - オ 防災訓練の充実
 - カ 防災体制の整備
 - キ 防災気象等観測網の整備
 - ク 通信及び放送施設災害予防
 - ケ 津波・風水害・土砂災害予防
 - コ 消防力の充実、強化
 - サ 避難体制の整備
 - シ 要配慮者対策
 - ス 緊急輸送体制の整備
 - セ 医療体制の整備
 - ソ 健康管理活動体制の整備
 - タ こころのケア体制の整備
 - チ 食料及び生活必需品等の確保
 - ツ 積雪・寒冷対策
 - テ 農林水産災害予防
 - ト 干ばつ災害予防
 - ナ 防災パトロール
 - ニ 防災資機材の点検整備
 - ヌ 災害等対策基金の積立
 - ネ 建築物等災害予防
 - ノ 公共施設災害予防
 - ハ 危険物等災害予防
- (5) 災害応急対策計画の実施
 - ア 初動体制の確立
 - イ 応急地震津波対策

- ウ 事前措置及び応急措置
 - エ 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準
 - オ 災害予警報の伝達体制及び伝達
 - カ 災害情報の収集・伝達
 - キ 通信手段の確保
 - ク 消防防災ヘリコプターの活用
 - ケ 災害広報
 - コ 消防活動
 - サ 自衛隊の災害派遣
 - シ 避難誘導等
 - ス 要配慮者の安全確保
 - セ 災害医療及び救急医療
 - ソ 健康管理活動
 - タ 救助・救急活動
 - チ 水防活動
 - ツ 災害救助法の適用
 - テ 災害警備及び交通規制
 - ト 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬
 - ナ 危険物の応急対策
 - ニ ライフライン施設の応急対策
 - ヌ 公共土木施設等の応急対策
 - ネ 給水活動
 - ノ 食料、生活必需品の供給
 - ハ 障害物の除去
 - ヒ 輸送手段の確保
 - フ こころのケア活動
 - ヘ 防疫、保健衛生活動
 - ホ ボランティア活動の支援
 - マ し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理
 - ミ 住宅の応急対策
 - ム 文教対策
 - メ 木材流出防止対策
 - モ 農林水産物災害応急対策
 - ヤ 自主防災活動
- (6) その他の災害対策の推進・実施
- ア 除雪・雪害対策
 - イ 鉄道事故災害対策
 - ウ 航空機事故災害対策
 - エ 海上事故災害対策

- オ 危険物等事故災害対策
- カ 原子力災害対策
- キ その他突発的事故災害対策
- (7) 災害復旧・復興計画の実施
 - ア 公共施設災害の復旧
 - イ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成
 - ウ 被災者への支援
 - エ 被災者の生活確保のための緊急措置
 - オ 災害義援金及び義援物資の配分
 - カ 復興計画
- (8) 複合災害対策の推進
 - ア 複合災害予防対策
 - イ 複合災害応急対策
 - ウ 複合災害復旧対策
- (9) 関係防災機関との連絡・調整

2 県及び防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱

次に掲げる機関は、町と緊密な連携をとりながら、それぞれが定めた業務を行う。

機 関 名		処理すべき事務及び業務の大綱
石 川 県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の地域に係る防災に関して、指定地方行政機関及び指定公共機関の処理するものを除く関係機関の業務に対する援助及び総合調整に関すること ・ 災害発生時における災害応急対策の実施に関すること ・ 県の管理に属する施設の災害復旧に関すること
指 定 地 方 行 政 機 関	中部管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管区内各県警察の災害警備活動の指導、調整に関すること ・ 他管区警察局及び管区内防災機関との連携に関すること ・ 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること ・ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること ・ 情報の収集及び連絡に関すること ・ 津波警報等の伝達に関すること
	北 陸 財 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体に対する災害融資に関すること ・ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること ・ 主務省の要請による災害復旧事業費査定会の立会に関すること ・ 提供、使用可能な国有財産（未利用地等、庁舎、宿舍）の情報提供に関すること（平常時における定期又は随時の情報提供を含む） ・ 国有財産（未利用地等、庁舎、宿舍）の津波避難ビル等避難場所の指定に係る相談対応及び各種調整に関すること（災害時の避難に必要な物資の備蓄等に関する対応を含む） ・ 災害等発生時における国有財産（未利用地等、庁舎、宿舍）の無償貸付等に関すること（各省庁所管財産を含めた広範対応を含む）
	東海北陸厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害状況の情報収集、連絡調整 ・ 関係職員の派遣 ・ 関係機関との連絡調整
	北 陸 農 政 局 農林水産省生産局 (災害用米穀)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営農業用施設の整備及びその防災管理並びに災害復旧農地及び農業用施設災害復旧事業費の査定に関すること ・ 災害時における病虫害の防除及び種苗の需給計画、家畜等の管理衛生及び飼料の需給計画並びに生鮮食品等の地域的需給計画の作成の指導に関すること ・ 土地改良機械及び技術者の配置の現況の把握並びにその緊急使用と動員に関すること ・ 災害金融についての指導に関すること ・ 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関すること
	近 畿 中 国 森 林 管 理 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林治水による災害予防に関すること ・ 保安林、保安施設等の整備及びその防災管理に関すること ・ 災害時における木材（国有林）の供給に関すること

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指 定 地 方 行 政 機 関	中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること ・産業（中小企業を含む）の被害情報及び被災事業者への支援に関すること ・ライフラインの早期復旧に関すること
	中部近畿産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導に関すること
	北陸信越運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における車両調達のあっせん及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶調達等のあっせんに関すること
	北陸地方整備局 (金沢河川国道事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害緊急情報の発表等に関すること ・国が行う海洋汚染の防除に関すること ・油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導 ・緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
	北陸地方整備局 (金沢港湾・空港整備事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢港、七尾港、輪島港及び小松空港に関する国の直轄土木工事及びその災害復旧に関すること
	東京管区气象台 (金沢地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと ・気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて町民に周知できるよう努めること ・気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること ・市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと ・災害の発生が予想されるときや災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行うこと ・都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
	第九管区海上保安本部 (金沢、七尾海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> ・海上における災害予防に関すること ・海上における災害応急対策に関すること ・海難者、物資の輸送等救援活動に関すること
	北陸総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における非常通信の確保に関すること
	石川労働局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における産業安全に関すること
中部地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における廃棄物処理に関すること。
国土地理院 (北陸地方測量部)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害上情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用に関すること。 ・災害予防、災害復旧及び復興における国土地理院の防災関連情報の活用に関すること。 ・災害時等における地理情報システムの活用に関すること。 ・災害復旧及び復興のための公共測量の技術的助言に関すること。

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
自 衛 隊		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における人命又は財産保護のための予防活動及び救援活動に関すること ・災害時における応急復旧活動に関すること
指 定 公 共 機 関	日本郵便株式会社 (北陸支社)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵便業務の確保に関すること ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
	西日本電信電話株式会社 (金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆電気通信施設の防災対策及び復旧対策に関すること ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること
	KDDI株式会社 (北陸総支社)	
	株式会社NTT ドコモ (北陸支社)	
	エヌ・ティ・ティ コミュニケーションズ株式会社 (北陸営業支店)	
	ソフトバンク株式会社 (地域総務部(北陸))	
	日本赤十字社 (石川県支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等における救護班による医療救護、助産活動、遺体の処理等に関すること ・義援金品の募集及び配分に関すること ・日赤奉仕団の編成及び派遣のあっせん並びに防災ボランティア活動の連絡調整に関すること ・輸血用血液の確保・供給に関すること ・救護所の開設に関すること
	日本放送協会 (金沢放送局)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象等予警報の放送に関すること ・災害時における広報活動に関すること
	日本通運株式会社(金沢支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における陸路の緊急輸送の確保に関すること
	福山通運株式会社 (金沢支店)	

	佐川急便株式会社 (北陸支店)	
	ヤマト運輸株式会社 (金沢主管支店)	
	北陸電力株式会社 (石川支店)	・災害時における電力供給の確保に関すること
	イオン株式会社	・災害時における物資の調達・供給確保
	ユニー株式会社	
	株式会社 セブンイレブン・ジャパン	
	株式会社ローソン	
	株式会社ファミリーマート	
	株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	

機 関 名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 公共 機関	北 陸 鉄 道 株 式 会 社	・災害時における鉄道及び陸路の緊急輸送の確保に関すること
	I R いしかわ鉄道 株 式 会 社	・鉄道施設の防災管理に関すること ・災害時における鉄道による人員の輸送確保に関すること
	株 式 会 社 北 國 新 聞 社	・災害時における広報活動に関すること
	株式会社中日 新聞北陸本社	
	北 陸 放 送 株 式 会 社	・気象等予警報の放送に関すること ・災害時における広報活動に関すること
	石 川 テ レ ビ 株 式 会 社	
	株 式 会 社 テ レ ビ 金 沢	
	株 式 会 社 エフエム石川	
	北 陸 朝 日 放 送 株 式 会 社	
	公 益 社 団 法 人 石 川 県 医 師 会	

公益社団法人 石川県看護協会	・災害時における看護活動に関すること
石川県治水協会	・河川、海岸、水防及び災害復旧事業に関すること
一般社団法人 石川県エルピー ガス協会	・災害時におけるLPガス施設の応急復旧に関すること ・災害時におけるLPガスの安定供給の確保に関すること
一般社団法人 石川県歯科医師会	・災害時における歯科医療救護活動に関すること
公益社団法人 石川県薬剤師会	・災害時における薬剤師活動や医薬品供給に関すること
公益社団法人 石川県栄養士会	・災害時における栄養管理に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
内灘町土地改良区	・水門、水路等の施設管理及びその防災管理並びに災害復旧に関すること
農 業 協 同 組 合	・共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること ・被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること ・生産資材等の確保又はそのあっせんに関すること
漁 業 協 同 組 合	・災害応急対策に要する車輛、船舶等の調整に関すること
内 灘 町 商 工 会	・災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること ・救助及び救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
内灘町災害時協力 協定締結団体	・災害発生時に町が実施する災害応急対策への協力に関すること
自 主 防 災 組 織	・災害時における各種応急対策、救助、救護等の協力に関すること ・要配慮者の支援に関すること ・被災者に対する生活維持のための援助の協力に関すること ・災害時における住民連携、連絡に関すること ・災害時における住民相互の奉仕、協力に関すること
町 会 区 長 会	
女性団体連絡協議会	
公 民 館 協 議 会	
社会福祉協議会	
ボランティア団体	
そ の 他 公 共 的 活 動 団 体	

公共的
事業を
営む
法人
その他
公共的
管理者
団体
及び
防災
上重要
な施設
の管理
者

第5節 本町の特質と既往の自然災害

1 自然条件

(1) 地勢

内灘町は県都金沢市の北東に位置する面積20.33km²の町であり、いわゆる金沢平野北部（加賀平野）の日本海と河北潟に挟まれた砂丘上に位置する。

町の地勢は、平野、砂丘及び人工地形に大別され、これらは約2万年前から現在までに形成されてきたもので、この形成過程をたどると次のように概説される。

今から約2万年前の氷河期は、海水面の高さが現在より100m～120m低かったとされ、手取扇状地の礫層が河北潟の下にも張り出して堆積した。その後の間氷期に海水面は急速に上昇し、約1万年前は-40m付近まで、約6,000年前は現在より5mほど高い位置まで海水面が上昇した。

その後の海水面は低下に転じ、約3,000年前は現在より2m～3m低くなり、この時に河北潟の北部から内灘に向かう砂丘が徐々に形成され、約5,000年前には河北潟のほとんどを閉鎖するまで砂丘（古砂丘）が成長したと考えられている。また、海水面は約2,000年前から再び上がり始め、現在の海水面まで上昇した。

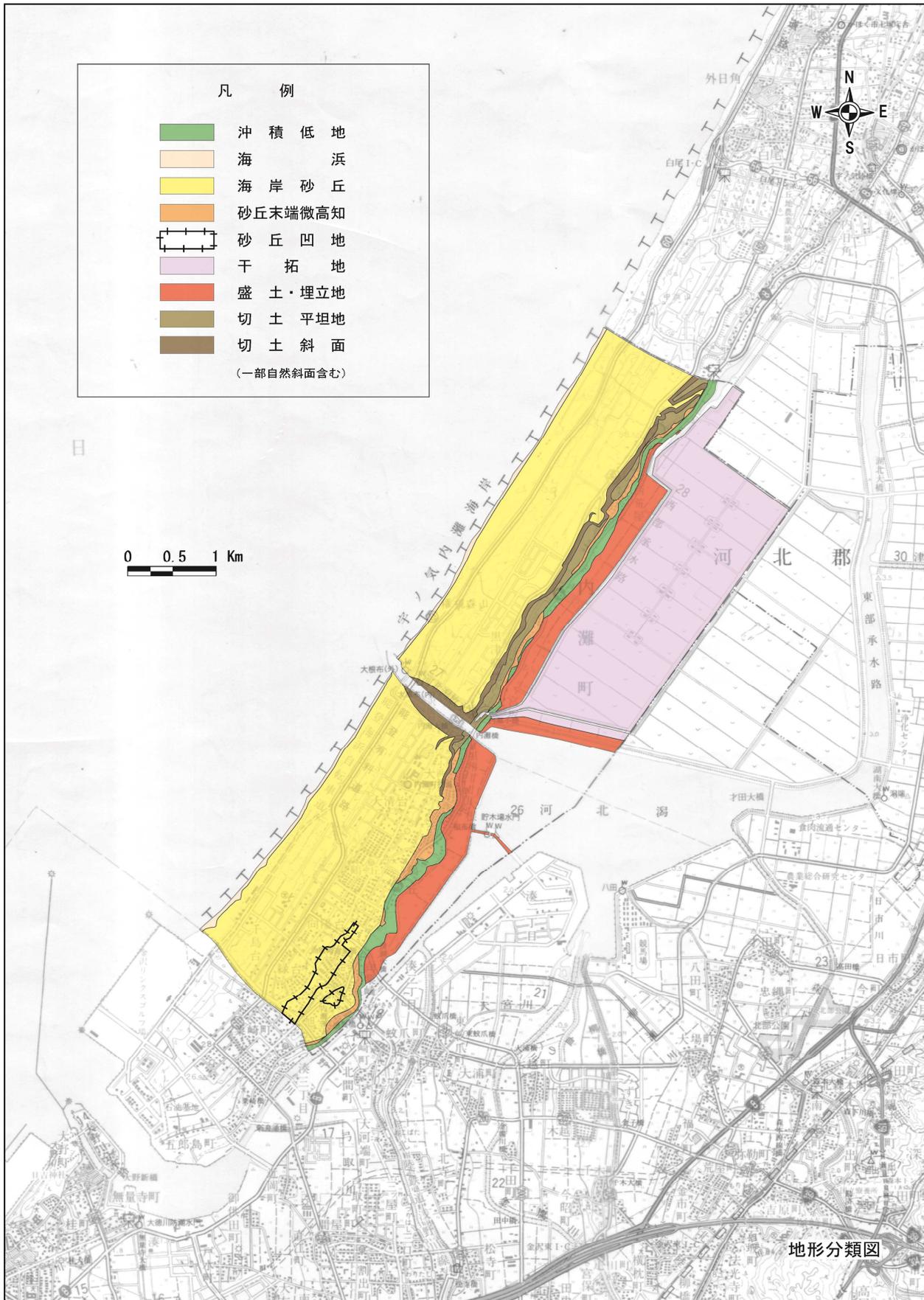
現在、内灘町でみられる地形・地質は、このような海水面の変動（氷河性海水準変動）によって形成されたものである。また、当地の砂丘は内灘砂丘と呼ばれ、幅約1km、延長約10km、最高標高58m（西荒屋地内）を有し、日本海沿岸の砂丘の中でも屈指の規模を誇る。なお、内灘町では砂丘の飛砂を防止するため、明治後期から植林されたニセアカシアが生育するが、昭和32年から始まった宅地開発等で、その分布域は狭められている。

また、河北潟も干拓事業（昭和46年完成）によって、その湛水域は大幅に縮小した。

内灘町の地質層序

地質時代		年代	層序		主な地質	内灘町及び周辺地域の古地理
新 生 代	第 四 期	完 新 世	沖 積 層	潟埋積層	粘性土	河北潟及び沖積平野の形成 海岸砂丘（新砂丘）の形成 海岸砂丘（古砂丘）の形成
				海岸砂丘	砂	
		海成層		砂～粘性土		
	更 新 世	10,000年前		扇状地礫層	砂 礫	戸室山の噴火
				卯辰山累層	礫～シルト	
				大桑累層	砂 岩	
	新 第 三 紀	鮮新世	180万年前	高窪累層	泥 岩	内灘町の地下深部に分布する地層
中新世		1,000万年前				

地形分類図



(2) 気象概況

内灘町の気候は、年間を通して日本海側及び北陸特有の降水量が多く、湿度の高い気候である。

しかし西風が吹く海に近く、高い山々より遠く離れている立地条件のため、石川県下では雨や雪が少ない部類に属する。

1981年から2010年の30年間の気象の平均値をみると、年間平均気温14.6℃、年間総降水量2,398.9mm、年間平均風速4.0m/sなどとなっている。

年間を通してみると、月平均気温は1～2月が最も低く、8月が最高を記録する年間変動を示す。また、降水量は6～7月の梅雨期、9月の台風期、11月～翌年1月の冬期に多く、日本海側特有の降水状況がうかがえる。

金沢の平年値

月	平均気温 (℃)	平均相対 湿度 (%)	平均風速 (m/s)	降水量 (mm)	備 考
1 月	3.8	75	4.8	269.6	出典：金沢地方気象台 金沢地方気象台の 1981～2010年（30年間）の 平年値
2 月	3.9	72	4.6	171.9	
3 月	6.9	67	4.4	159.2	
4 月	12.5	65	4.2	136.9	
5 月	17.1	69	3.8	155.2	
6 月	21.2	75	3.4	185.1	
7 月	25.3	77	3.5	231.9	
8 月	27.0	73	3.4	139.2	
9 月	22.7	74	3.5	225.5	
10 月	17.1	71	3.6	177.4	
11 月	11.5	71	4.3	264.9	
12 月	6.7	72	4.9	282.1	
全年	14.6	72	4.0	2,398.9	

(3) 自然災害の履歴

内灘町で発生した風水害等の自然災害について、町村制が施行された1889年4月（明治22年）以降を対象に、被害の発生状況等を整理して以下に取りまとめた。

これによると、内灘町で発生した自然災害は、主として大雨及び暴風雨によるものが多く、被害が大きい場合は、町内で数十件の浸水被害が発生している。

また、大雨等の影響で大野川及び河北潟が増水し、それによって近隣の地区で浸水被害が発生する場合もある。

なお、大雨以外の自然災害としては、1965（昭和40年）年9月10日の台風23号による暴風雨被害が最も大きく、町内一円で、402棟の建物被害が発生している。

■自然災害の発生状況（その1）

発生年月日	災害種	概要・気象状況等	主な被害状況
1896年8月2日 (明治29年)	大雨	県内の河川及び津幡川が増水し、被害あり。 ○日降水量： 99.0 mm (8/2)	
1923年7月26日 (大正12年)	大雨	連日の降雨あり。 ○日降水量： 33.3 mm (7/25)	河北郡の水田冠水
1927年11月15日 (昭和2年)	暴風雨	寒冷前線が日本海で発達して暴風雨となり、大野川が閉鎖し、河北潟が増水した。 ○日降水量： 36.4 mm (11/17)	宇ノ気、川北、大場、内灘、英田、栗崎などの田畑が浸水
1957年1月15日 (昭和32年)	大雨	大雨で河北潟が増水し、被害が発生した。 ○日降水量： 8.4 mm (1/15)	大根布地区で道路の決壊
1961年6月30日 (昭和36年)	大雨	大雨により、アカシア、向栗崎で下水が溢れる被害が生じた。 ○日降水量： 81.5 mm (6/30)	
1961年9月16日 (昭和36年)	暴風雨	石川県を通過した第二室戸台風の影響により、被害が発生した。 ○最大瞬間風速： 30.7 m/sec	全壊：15戸，半壊：33戸 被害地区：向栗崎
1963年1月11日 ～1月27日 (昭和38年)	大雪	38豪雪。断続的な大雪により、全ての交通が遮断された。 ○最深積雪：181 cm (1/27)	※北陸豪雪対策本部設置（国）
1964年7月18日 ～7月19日 (昭和39年)	大雨	17日深夜から金沢、津幡を中心に豪雨となり、町内で浸水被害が生じた。 ○日降水量 234.4 mm (7/18)	被害地区：室
1965年9月10日 (昭和40年)	暴風雨	能登半島をかすめて通過した台風23号の影響により、町内一円で被害が発生した。 ○最大瞬間風速： 38.0 m/sec	住家半壊：8棟，住家一部破損：331棟 非住家全壊：5棟，非住家半壊：7棟 非住家一部破損：51棟
1974年7月9日 ～7月10日 (昭和49年)	大雨	梅雨前線の影響により、浸水及び道路決壊の被害が生じた。 ○日降水量： 28.5 mm (7/9) ○日降水量： 118.5 mm (7/10)	床下浸水：6棟 被害地区：向栗崎・大根布
1974年9月7日 ～9月10日 (昭和49年)	暴風雨	台風18号の大雨により、町内一円で浸水被害が発生した。 ○日降水量： 100.0 mm (9/7) ○日降水量： 94.0 mm (9/8) ○日降水量： 80.0 mm (9/9)	床下浸水：5棟
1975年7月12日 (昭和50年)	大雨	梅雨前線の影響で被害あり。 ○日降水量： 113.5 mm (7/12)	被害地区：西荒屋
1975年8月7日 ～8月8日 (昭和50年)	大雨	寒冷前線の大雨により、町内で浸水被害及び道路の決壊あり。 ○日降水量： 86.0 mm (8/7)	床上浸水：11棟，床下浸水：25棟 被害地区：向栗崎・アカシア・大根布
1979年9月4日 (昭和54年)	暴風雨	宇ノ気町付近に上陸した台風12号により被害あり。 ○最大瞬間風速： 29.3 m/sec	住家一部破損：1棟 被害地区：宮坂
1979年10月19日 (昭和54年)	暴風雨	台風20号により住家被害あり。 ○最大瞬間風速： 23.6 m/sec	住家一部破損：1棟 被害地区：大根布

■自然災害の発生状況（その2）

発生年月日	災害種	概要・気象状況等	主な被害状況
1980年7月7日～7月8日 (昭和55年)	大雨	梅雨前線の活動で県中央部を中心に大雨となり、町内各地で浸水被害が生じた。 ○日降水量：63.5mm(7/7) ○日降水量：50.0mm(7/8)	住家床上浸水：1棟,住家床下浸水：7棟,非住家浸水：9棟 被害地区：向栗崎・旭ヶ丘・アカシア・大根布・宮坂 ※災害対策本部設置(7/7～8)
1980年10月25日 (昭和55年)	強風 大雨	低気圧が発達し、強風・大雨になり、町内で被害が発生した。 ○最大瞬間風速：31.2m/sec	住家床下浸水：1棟,住家一部破損：4棟,非住家一部破損：1棟,非住家崩壊：1棟 被害地区：向栗崎・アカシア・宮坂
1980年12月26日～翌年2月28日 (昭和55年)	大雪	56豪雪。断続的な大雪により、建物被害が生じる。 ○最深積雪：125cm(1/13)	住家一部破損：1棟,非住家崩壊：1棟 被害地区：大根布・西荒屋 ※雪害対策本部設置(S56.1/16～2/14)
1981年7月3日 (昭和56年)	大雨	梅雨前線が活発化して大雨となり、浸水及び土砂流失被害あり。 ○日降水量：96.0mm(7/2) ○日降水量：24.5mm(7/3)	住家床下浸水：1棟,住家一部破損：2棟 被害地区：西荒屋
1982年8月1日～8月2日 (昭和57年)	暴風雨	台風10号により、町内の非住家に被害あり。 ○最大瞬間風速：26.8m/sec	非住家一部破損：8棟
1983年7月21日 (昭和58年)	大雨	梅雨前線の影響により、非住家の浸水被害あり。 ○日降水量：73.0mm(7/21)	非住家浸水：3棟 被害地区：向栗崎
1983年8月1日 (昭和58年)	大雨	低気圧の影響で大雨となり、特に高松町、内灘町で浸水被害が集中した。 ○日降水量：34.5mm(8/1)	住家床上浸水：1棟,住家床下浸水：23棟,非住家浸水：12棟 被害地区：向栗崎・アカシア・大根布・西荒屋
1983年9月28日 (昭和58年)	暴風雨	台風10号の大雨により、能登有料道路等で土砂流失が生じた。 ○日降水量158.5mm(9/28)	
1984年2月2日～2月10日 (昭和59年)	大雪	大雪により、非住家に被害が発生した。 ○最深積雪：90cm(2/9)	非住家一部破損：1棟 ※雪害対策本部設置(S59.2/9～2/23)
1984年8月27日 (昭和59年)	大雨	寒冷前線の通過で大雨となり、町内で浸水被害が発生した。 ○日降水量：62.0mm(8/27)	住家床上浸水：1棟,住家床下浸水：1棟,非住家浸水：3棟 被害地区：向栗崎・旭ヶ丘
1984年12月28日 翌年～1月7日 (昭和59年)	大雪	町内が大雪に見舞われる。(いわゆる59豪雪) ○最深積雪：81cm(1/7)	※雪害対策本部設置(S59.12/29～S60.1/7)
1985年7月11日 (昭和60年)	大雨	梅雨前線の影響で、町内に浸水被害が発生した。 ○日降水量：59.0mm(7/11)	住家床下浸水：1棟,非住家浸水：4棟 被害地区：向栗崎・旭ヶ丘
1985年12月17日 (昭和60年)	大雪	断続的な降雪により、町内で被害が発生した。 ○最深積雪：69cm(12/17)	その他：漁船2隻沈没
1986年1月1日～1月31日 (昭和61年)	大雪	冬型の気圧配置が強まり、断続的な猛吹雪となる。 ○最深積雪：113cm(1/28)	※雪害対策本部設置(S60.12/29～S61.1/7)
1989年8月16日 (平成元年)	大雨	大雨により、県道高松・内灘線の室地内で道路陥没が生じた。 ○日降水量：36.5mm(8/16)	

■自然災害の発生状況（その3）

発生年月日	災害種	概要・気象状況等	主な被害状況
1989年9月3日 (平成元年)	大雨	梅雨前線の影響により、町内に浸水被害が発生した。 ○日降水量：74.0mm(9/2) ○日降水量：63.5mm(9/3)	非住家浸水：2棟 被害地区：向栗崎
1989年9月15日 (平成元年)	大雨	秋雨前線の影響で、町内に浸水被害が発生した。 ○日降水量：60.0mm(9/15)	住家床下浸水：1棟, 非住家浸水：1棟 被害地区：向栗崎・大根布
1989年9月20日 (平成元年)	暴風雨	台風19号の強風により、町内で倒木被害が生じた。 ○最大瞬間風速：32.4m/sec ○日降水量：46.0mm(9/20)	
1991年6月29日 (平成3年)	大雨	秋雨前線の影響で、町内に浸水被害が発生した。 ○日降水量：73.0mm(6/29)	住家床下浸水：15棟, 非住家浸水：5棟 被害地区：向栗崎・鶴ヶ丘・大根布
1991年9月27日 ～9月28日 (平成3年)	暴風雨	台風19号の影響で、町内一円に建物被害が生じた。 ○最大瞬間風速：39.4m/sec	住家一部破損：7棟, 非住家一部破損：33棟
1993年8月19日 (平成5年)	大雨	大雨により、室地区で土砂流出が生じた。 ○日降水量：46.0mm(8/19)	
1996年3月11日 (平成8年)	竜巻	宮坂地区で竜巻が発生し、建物被害が生じた。	住家一部破損：3棟, 非住家一部破損：2棟
1998年8月7日 (平成10年)	大雨	寒冷前線の通過による大雨で、町内に浸水被害が生じた。 ○日降水量61.5mm(8/7)	住家床下浸水：1棟, 非住家浸水：4棟 被害地区：大根布・湖西
1998年8月13日 (平成10年)	大雨	梅雨前線の停滞に伴う大雨により、浸水被害が生じた。 ○日降水量63.5mm(8/13)	住家床下浸水：1棟, 農地：1箇所 被害地区：大根布・向栗崎
1998年9月15日 ～9月17日 (平成10年)	大雨	台風5号の影響で大雨となり、浸水被害が発生した。 ○日降水量：62.5mm(9/16)	住家床下浸水：1棟, 非住家浸水：1棟 被害地区：向栗崎
1998年9月21日 ～9月23日 (平成10年)	暴風雨	台風7号の通過で暴風雨となり、浸水被害が発生した。 ○日降水量：143.5mm(9/22)	住家床下浸水：1棟, 非住家浸水：3棟 被害地区：向栗崎
1998年10月18日 (平成10年)	強風	台風10号の影響で強風となり、公園内で倒木被害が生じた。 ○最大瞬間風速：43.1m/sec	その他の公共施設：3箇所 被害地区：大根布・宮坂・ハマナス
1999年9月20日 ～9月21日 (平成11年)	大雨	秋雨前線の影響で町内に浸水被害が発生した。 ○日降水量：46.5mm(9/20) 118.5mm(9/21)	住家床下浸水：11棟, 非住家浸水：2棟 道路1箇所 被害地区：鶴ヶ丘・大根布・向栗崎・緑台
2000年9月2日 (平成12年)	大雨	大雨により、町内に浸水被害が発生した。 ○日降水量：17.5mm	住家床下浸水：1棟 被害地区：向栗崎
2000年9月10日 (平成12年)	大雨	大雨により、町内に浸水被害が発生した。 ○日降水量：172mm	住家床下浸水：11棟, 非住家浸水：2棟 被害地区：大根布・鶴ヶ丘・向栗崎・緑台
2001年1月15日 ～1月26日 (平成13年)	大雪	断続的な降雪により町内に被害が発生した。 ○最深積雪量：99cm(1/16)	死者1名, 住家一部破損：5棟, 非住家被害：6棟, 被害地区：町内全域 ※雪害対策本部設置(H13.1.15～1.26)

■自然災害の発生状況（その4）

発生年月日	災害種	概要・気象状況等	主な被害状況
2002年7月2日 ～7月3日 (平成14年)	大雨	梅雨前線の影響で町内に浸水被害が発生した。 ○日降水量： 31mm(7/2) 70mm(7/3)	住家床下浸水：3棟, 非住家被害：1棟 被害地区：向粟崎・鶴ヶ丘・大根布
2002年7月13日 ～7月14日 (平成14年)	大雨	梅雨前線の影響で町内に浸水被害が発生した。 ○日降水量： 141mm(7/13)	住家床下浸水：15棟, 非住家被害：8棟 道路陥没2箇所 被害地区：向粟崎・鶴ヶ丘・大根布・西荒屋
2002年7月15日 ～7月16日 (平成14年)	大雨	台風17号の影響で大雨となり、町内に浸水被害が発生した。 ○日降水量： 65.5mm(7/16)	住家床下浸水：1棟, 非住家被害：3棟 被害地区：向粟崎
2003年8月31日 ～9月1日 (平成15年)	大雨	大雨により、町内に浸水被害が発生した。 ○日降水量： 95mm(8/31) 36.5mm(9/1)	住家床下浸水：1棟, 非住家被害：1棟 被害地区：大根布
2003年9月13日 (平成15年)	高潮	高潮により大野川が増水し、町内に浸水被害が発生した。 ○大野川(大野川湊) 最高水位： 98cm	住家床下浸水：1棟, 非住家被害：2棟 被害地区：向粟崎
2003年12月18日 (平成15年)	突風	大根布地区で突風により、建物被害が生じた。	住家一部破損：8棟 被害地区：大根布
2004年8月19日 ～8月20日 (平成16年)	高潮	台風15号接近に伴う影響で高潮となり、町内に浸水被害が発生した。 ○大野川(機具橋) 最高水位： 102cm	住家床下浸水：1棟 被害地区：向粟崎
2004年9月7日 ～9月8日 (平成16年)	高潮	台風18号接近に伴う影響で高潮となり、町内に浸水被害が発生した。 ○大野川(機具橋) 最高水位： 101cm	住家床下浸水：1棟 被害地区：向粟崎
2004年10月20日 (平成16年)	強風	台風23号の影響で強風となり建物被害が生じた。 ○最大瞬間風速： 42m/sec	住家一部破損：1棟, 非住家被害：1棟 被害地区：西荒屋・室
2006年8月12日 (平成18年)	大雨	大雨により、町内に浸水被害が発生した。 ○日降水量： 56.5mm	住家床下浸水：11棟, 非住家浸水：2棟 被害地区：大根布・鶴ヶ丘
2007年8月20日 (平成19年)	大雨	急激な低気圧の発達に伴う大雨の影響で、町内に浸水被害が発生した。 ○日降水量： 100mm(8/20 0:20～1:40(降り始めから80分間)の総雨量100mm)	住家床上浸水：7棟, 住家床下浸水：29棟 非住家被害：18棟 被害地区：向粟崎・鶴ヶ丘・大根布
2008年7月28日 (平成20年)	洪水	浅野川上流の大雨により大野川が増水し、町内に浸水被害が発生した。 ○大野川(機具橋) 最高水位： 136cm	住家床下浸水：5棟, 非住家浸水：8棟 被害地区：向粟崎 ※災害対策本部設置(7/28)
2010年1月13日 (平成22年)	強風	急速に発達した低気圧の影響で暴風となり、建物被害が生じた。 ○最大瞬間風速： 27.9m/sec	公共施設一部破損：1棟 被害地区：大根布

■自然災害の発生状況（その5）

発生年月日	災害種	概要・気象状況等	主な被害状況
2010年8月12日 (平成22年)	高潮	台風4号接近に伴う影響で高潮となり、町内に浸水被害が発生した。 ○大野川（機具橋） 最高水位：103cm	非住家床下浸水：1棟 被害地区：向粟崎
2010年9月16日 (平成22年)	大雨	気圧の谷の影響で大雨となり、町内に浸水被害が発生した。 ○大野川（機具橋） 最高水位：90cm	非住家床下浸水：1棟 被害地区：向粟崎
2010年12月3日 (平成22年)	暴風	発達した低気圧の影響で暴風となり、建物被害が生じた。 ○最大瞬間風速：32.0m/sec	住家一部破損：1棟 非住家被害：1棟 被害地区：千島台
2010年12月24日 (平成22年)	強風	強風により、建物被害が生じた。 ○最大瞬間風速：14.0m/sec	住家一部破損：1棟 被害地区：千島台
2011年1月30日 (平成23年)	大雪	除雪中に転倒し重傷者が発生した。 ○最深積雪量：56cm	重傷者：1名 被害地区：鶴ヶ丘
2012年4月3日 (平成24年)	暴風	暴風により、建物被害が生じた。 ○最大瞬間風速：33.1 m/sec	非住家被害：2棟 被害地区：千島台、白帆台
2012年12月6日 (平成24年)	暴風	暴風により、建物被害が生じた。 ○最大瞬間風速：31.4 m/sec	住家一部破損：3棟 非住家被害（公共建物）：1棟 非住家被害（その他）：3棟 被害地区：大根布、ハマナス、旭ヶ丘、鶴ヶ丘、向粟崎、千島台
2015年12月4日 (平成27年)	暴風	暴風により、建物被害が生じた。 ○2時13分 暴風警報発表	住家一部損壊：1棟 非住家被害：1棟
2016年10月8日 (平成28年)	大雨	大雨により、建物被害が生じた。	住家床下浸水：1棟 非住家床下浸水：1棟 被害地区：大根布
2018年2月4日～ 2月7日 (平成30年)	大雪	断続的な大雪により町内に被害が発生した。 ○最大積雪量：87cm	負傷者：1名 ※雪害対策本部（2/8）
2018年9月4日 (平成30年)	暴風	台風21号の影響で強風となり倒木等の被害が発生した。 ○最大瞬間風速 44.3 m/sec	※災害対策本部（9/4）
2021年1月7日～ 1月11日 (令和3年)	暴風雪 大雪	暴風により、建物被害が生じた。 ○最大瞬間風速：32.5m/sec 断続的な大雪により町内に被害が発生した。 ○最大積雪量：65cm	死者：1名 住家一部損壊：6棟 ※雪害対策本部（1/10）

※気象記録は、金沢地方気象台の観測記録による。

(4) 地震の被害状況

内灘町域で震度を観測した主な地震は次のとおり。

年 月 日	震 央 地 名 [地 震 名]	規 模 (M)	震 度 等	被 害 状 況 等
1725年 6月 17日 (天正 13年 11月 29日)	白山断層上と思われ る[白山地震]	7.7～ 7.9	白山付近で 推定震度 6	(被害についての記述なし)
1799年 6月 29日 (寛政 11年 5月 26日)	金沢 [寛政金沢地震]	6.4	金沢：震度 6	野田山、卯辰山の被害多数 黒津船神社神主宅で砂丘崩れ 4人 圧死。宮坂村では 8件中 6件潰家 し 6人死亡
1858年 4月 9日 (安政 5. 2/26)	越中・飛騨北部 [飛越地震]	7.0～ 7.1	石川県南部で 震度 4～5	飛騨北部と越中で被害大 粟ヶ崎、西荒屋で被害(詳細不明)
1891年 10月 28日 (明治 24年)	岐阜県西部 [濃尾地震]	8.0	石川県： 震度 3～4	わが国の内陸地震として最大のもの。 仙台以南の全国で地震を感じ、 水鳥断層発生(高さ 6m) ○内灘村：宮坂、大根布地区で液 状化が発生
1948年 6月 28日 (昭和 23年)	福井県嶺北 [福井地震]	7.1	金沢：震度 4	福井平野部の被害が大きく、地震 後に大火災が発生 ○内灘村：(不詳)
1993年 2月 7日 (平成 5年)	能登半島北方沖 [能登半島沖地震]	6.6	金沢：震度 4	珠洲市を中心に被害が発生 ○内灘町：福祉センター裏の砂丘地が 崩れ、宮坂地内の水田が変形
1995年 1月 17日 (平成 7年)	兵庫県南東沿岸 [兵庫県南部地震]	7.2	金沢：震度 3	震度 7 が初めて確認され、神戸市 を中心に兵庫県の被害甚大 ○内灘町：被害なし
2000年 6月 7日 (平成 12年)	石川県西方沖	4.7	内灘：震度 4	石川県小松市にて震度 5 弱を記録 ○内灘町：公共施設 2 棟の壁に亀 裂
2007年 3月 25日 (平成 19年)	能登半島沖 [能登半島地震]	6.9	内灘：震度 4	能登地方を中心に七尾市、輪島市、 穴水町で最大震度 6 強を観測 ○内灘町：被害なし
2007年 7月 16日 (平成 19年)	新潟県中越沖 [新潟県中越沖地震]	6.6	内灘：震度 3	新潟県中越沖地方にて震度 6 弱を 記録し被害が発生 ○内灘町：被害なし
2008年 1月 26日 (平成 20年)	能登地方内 [平成 19 年能登半島 地震の余震]	4.8	内灘：震度 2	石川県能登地方(輪島市)にて震度 5 弱を記録 ○内灘町：被害なし
2011年 3月 11日 (平成 23年)	宮城県三陸沖 (東北地方太平洋沖 地震)	9.0	内灘：震度 3	観測史上最大の M9 を記録。東北 地方から関東地方の太平洋沿岸に 大津波が発生し被害甚大 ○内灘町：公共施設 1 棟の壁に亀 裂、ガラス破損
2011年 3月 12日 (平成 23年)	長野県北部地震	6.7	内灘：震度 3	石川県能登地方(珠洲市)にて震度 4 を記録 ○内灘町：被害なし

内灘町地域防災計画 [総則編]

年 月 日	震 央 地 名 [地 震 名]	規 模 (M)	震 度 等	被 害 状 況 等
2013年 4月 4日 (平成 25年)	石川県加賀地方	4.2	内灘：震度 3	津幡町、かほく市にて震度 4 を観測 ○内灘町：被害なし
2014年 11月 22日 (平成 26年)	長野県北部	6.7	内灘：震度 2	輪島市、珠洲市にて震度 4 を観測 ○内灘町：被害なし
2015年 9月 6日 (平成 27年)	石川県西方沖	4.3	内灘：震度 2	小松市、加賀市、能美市にて震度 3 を観測 ○内灘町：被害なし
2020年 3月 13日 (令和 2年)	石川県能登地方	5.5	内灘：震度 2	輪島市にて震度 5 強を観測 ○内灘町：被害なし
2020年 9月 2日 (令和 2年)	石川県加賀地方	4.6	内灘：震度 3	加賀地方で震度 3 を観測 ○内灘町：被害なし

※平成 10 年 10 月 15 日から、気象庁が発表する震度情報に内灘町の地震観測記録が含まれて発表される。

(5) 津波の被害状況

過去の文献調査より、町村制が施行された1889年4月（明治22年）以降における県内に津波被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりである。（※は文献一覧を参照）

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
1892. 12. 9 明治25年12月9日	石川県西岸 (M6. 4)	<p>※1：加賀・越中の海岸で潮位の異常ありというも資料少なく疑わしきか。</p> <p>※2、※3、※8：石川および富山県の海岸で潮位の異常が記録されている。おそらく弱い津波を目撃したものと思われる。</p> <p>※9：羽咋郡に家屋破損、地割れを起こした地震があり、加賀・越中海岸で異常潮位が記録されている。</p> <p>※10：被害規模 2（家屋の破損、道路の損壊などが生じる程度の小被害）p407表内にて確認。</p> <p>※11：p539 表1に記載あり。</p>
1915 大正4年頃	不明 (不明)	<p>※6：大正四年頃 上大沢が大津波に洗われた。</p>
1917. 1. 18 大正6年1月18日	高潮であったと考えられる	<p>※7：大正六年一月十八日 橋立村で津波が起こった。</p> <p>※8：橋立村で高潮発生 大正六年(一九一七)一月十八日、発達した大陸からの季節風は暴風となり、大波を引き起こし、橋立漁港付近では高潮を発生させた。</p>
1940. 8. 2 昭和15年8月2日	北海道西方沖 (M7. 5)	<p>※1、※2、※3：津波は日本海沿岸を襲った。</p> <p>※4：震害はほとんどなく、津波による被害が大きかった。波高は、羽幌・天塩2m、利尻3m、金沢・宮津1m。</p> <p>※5：震害はほとんどなく有感区域もマグニチュードの割りに著しく狭い。日本海沿岸各地を襲った津波の高さは、利尻・苫前で3m、沓形<利尻町>・天塩・羽幌・留萌・増毛・樺太西海岸で約2m、隠岐で1.5m。</p> <p>※11：金沢市の金石、京都府丹後町、隠岐諸島でも水位異常に気付かれている（p534図12で確認可能）。</p>
1964. 6. 16 昭和39年6月16日	新潟県沖 (M7. 5)	<p>※1：図より、能登半島北部沿岸で最高水位1m未満程度。</p> <p>※2、※3：津波の高さは、波源域に直面する本州側の対岸で最大となり、平均海面上3～4mに達した。さらに、北は男鹿半島、西は能登半島付近まで1～2m、佐渡の両津湾、船川港、七尾湾などで2～3mとなり、若干の被害を生じた。</p> <p>※4：津波が日本海沿岸一帯を襲い、波高は新潟県沿岸で4m以上に達した。</p> <p>※11：p542 図6にて確認可能。</p>

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
1983. 5. 26 昭和58年5月26日	秋田県沖 (M7. 7)	<p>※1: 波源域に近いところで(津波痕跡高は)10m以上となり、島や半島で高くなっているところがある。例えば奥尻島、能登半島などである。富来町前浜港で津波痕跡高さ2.5m。(※2、※3においても確認できる。)</p> <p>※4: 石川・京都・島根など遠方の府県にも津波による被害が生じた。</p> <p>※5: 佐渡関漁港で波高5m、能登半島で2~3m、朝鮮半島東岸でも死者3、船舶の転覆・沈没・流失等かなりの被害を生じた。</p> <p>※11: 遠く能登半島や隠岐島でも津波波3mに達したところもあり、また韓国北部の一部で4m程度の高さに達した(p496)。 狼煙で2.5m、輪島で2.0m、福浦で1.8mとやや大きい値を示している。注目すべきは輪島の約50km沖合にある舢倉島であって、5mもの津波高が報告されている。 能登半島で出た被害の主なものは、負傷3人(輪島港)、全半壊3と浸水6(すべて舢倉島)、漁船被害67隻(うち福浦南港26隻、輪島港5隻、狼煙港6隻)である(p523)。 日本海中部地震津波では能登北部の外浦で2~3mに達したが、東部沿岸の内浦では50cm前後であった(p542)。</p>
1993. 2. 7 平成5年2月7日	能登半島北方沖 (M6. 6)	<p>※1: 輪島に小津波(最大波高26cm)あり。</p> <p>※3: 表181-1に能登半島沖の津波の最大振幅を示す。【最大振幅】金沢港: 32cm、輪島港: 51cm、輪島: 25cm、宇出津港: 18cm。</p>
1993. 7. 12 平成5年7月12日	北海道南西沖 (M7. 8)	<p>※1: 津波は日本海沿岸各地を襲った。</p> <p>※3: 表182-2に北海道南西沖津波の最大振幅を示す。【最大振幅】金沢港: 57cm、輪島港: 188cm、輪島: 74cm、宇出津港: 58cm。</p> <p>※5: 津波は渡島半島西岸にも大被害をもたらし、さらに日本海全域に波及し、北海道から九州に至る各地、韓国、ロシア沿海州などで浸水、漁船流失などの被害が出た。</p>
2007. 3. 25 平成19年3月25日	能登半島沖 (M6. 9)	<p>※4: 珠洲と金沢で0.2mの津波。</p>

文献一覧

- ※1: 最新版日本被害地震総覧[416]-2001/宇佐美龍夫(2003. 4. 15)東京大学出版会
- ※2: 日本被害津波総覧/渡辺偉夫(1985. 11. 25)東京大学出版会
- ※3: 日本被害津波総覧【第2版】/渡辺偉夫(1998. 2. 25)東京大学出版会
- ※4: 理科年表 第84冊(平成23年)/国立天文台(2010. 11)丸善
- ※5: 地震の事典/宇津徳治(1987)朝倉書店
- ※6: 西保村史/伊藤和吉(1960)輪島市西保公民館
- ※7: 加賀市史〈通史下巻〉/加賀市・加賀市史編集委員会(1979. 10)加賀市
- ※8: 橋立町史/橋立町史編集委員会(1997. 3)橋立町史編集委員会
- ※9: 歴史津波-その挙動を探る-/羽鳥徳太郎(1977. 5. 1)海洋出版株式会社
- ※10: 日本付近のM6. 0以上の地震および被害地震の表 1885年~1980年, 東京大学地震研究所彙報 Vol. 57
- ※11: 月刊海洋科学 日本海中部地震津波/三好寿ら(1984. 9. 1)海洋出版株式会社

2 社会条件

(1) 内灘町の人口

内灘町の人口は26,438人で、地区別にみた人口及び避難行動要支援者数は、下表のとおりである。

地区名	地区別人口 (人)	年齢別人口（4階層）（人）				避難行動 要支援者数 (人)
		0～4歳	5～14歳	15～64歳	65歳以上	
向粟崎	3,224	102	231	1,984	907	197
アカシア	868	28	57	499	284	92
旭ヶ丘	752	15	43	446	248	71
緑台	1,625	67	132	861	565	138
千鳥台	2,889	91	339	1,887	572	126
向陽台	1,512	46	135	857	474	115
鶴ヶ丘東	2,823	78	189	1,687	869	235
鶴ヶ丘4丁目	1,622	40	104	865	613	178
鶴ヶ丘5丁目	983	20	51	505	407	124
大根布	3,155	117	294	1,999	745	176
大清台	811	30	46	508	227	46
大学	826	21	53	477	275	39
ハマナス	791	15	70	596	110	26
白帆台	2,564	225	595	1,547	197	50
宮坂	664	12	48	366	238	70
西荒屋	818	13	50	461	294	58
室(湖西)	511	3	31	308	169	35
合計	26,438	923	2,468	15,853	7,194	1,776

※人口及び地区別人口は住民基本台帳調べ 令和3年1月1日 現在

※避難行動要支援者数は内灘町避難行動要支援者避難支援計画(平成29年2月)に基づく対象者の人数 令和3年1月1日現在

(2) 住宅の耐震化の状況

■建物棟数の状況

(平成28年3月末)

地区名	総数※1	耐震性あり※2	耐震性不十分	耐震化率 (耐震性あり/総数)
向栗崎	1,163	876	287	75%
アカシア	461	300	161	65%
旭ヶ丘	302	199	103	66%
緑台	631	453	178	72%
千鳥台	938	861	77	92%
向陽台	521	401	120	77%
鶴ヶ丘東	1,101	785	316	71%
鶴ヶ丘4丁目	658	480	178	73%
鶴ヶ丘5丁目	430	282	148	66%
大根布	1,176	954	222	81%
大清台	243	195	48	80%
大学	229	187	42	82%
ハマナス	275	275	0	100%
宮坂	253	173	80	68%
白帆台	605	605	0	100%
西荒屋	331	233	98	70%
室(湖西)	181	126	55	70%
合計	9,498	7,385	2,113	78%

資料：内灘町耐震促進計画 (H30.4)

※1 総数 : 固定資産台帳を基に算出した戸数で、空き家を除いている。

※2 耐震性あり : 昭和57年以降建築(新耐震)された建築物数と昭和56年以前建築(旧耐震)された建築物数のうち耐震性のある建築物。

昭和56年以前の耐震性ありについては、国の調査に基づく耐震性あり掛率を乗じて建築物数を算出。

第6節 地震被害想定調査における地域の危険性

内灘町では、東日本大震災及び阪神・淡路大震災を教訓に「災害に備え、安全なまちづくり」をめざし、町域が直下型地震に見舞われた場合の地震被害想定を行った。以下、町域で想定される地震被害の概要を記す。

1 地震動及び液状化の危険性評価

内灘町への影響が大きいと考えられる地震は、『邑知潟起震断層』や『金沢平野東縁起震断層（森本・富樫断層）』などの起震断層による地震と、いつどこで発生するか分からない『直下型地震』が想定され、これらの地震が発生した際の町域の震度及び液状化危険度は次のように概説される。（これらの地震が発生した場合の最大震度はp 29の図を参照。また、液状化の危険度はp 30の図を参照。）

■ 邑知潟起震断層

地震の規模	マグニチュード (M) 7.6
震度の予測	町域で震度 6～7

■ 金沢平野東縁起震断層（森本・富樫断層）

地震の規模	マグニチュード (M) 7.2
震度の予測	町域で震度 6

■ 直下型地震

地震の規模	マグニチュード (M) 6.9
震度の予測	町域で震度 6

■ 液状化の危険度

いずれの地震においても、平野部及び干拓地の液状化危険度が極めて高い。

2 土砂災害の危険性評価

町域では、上述のとおり震度 6～7 の地震動が予測されており、河北潟に面した砂丘地斜面は、地震時の崩壊危険性が極めて高いものと推察され、本町では能登半島沖地震（平成 5 年金沢：震度 4）時に砂丘斜面の崩壊や亀裂が生じており、地震時の崩壊危険性が常にあると判断される。

石川県では、このような急傾斜地の崩壊等の危険性がある区域のうち、一定の指定基準に該当する区域について、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に指定している。（p 31参照）

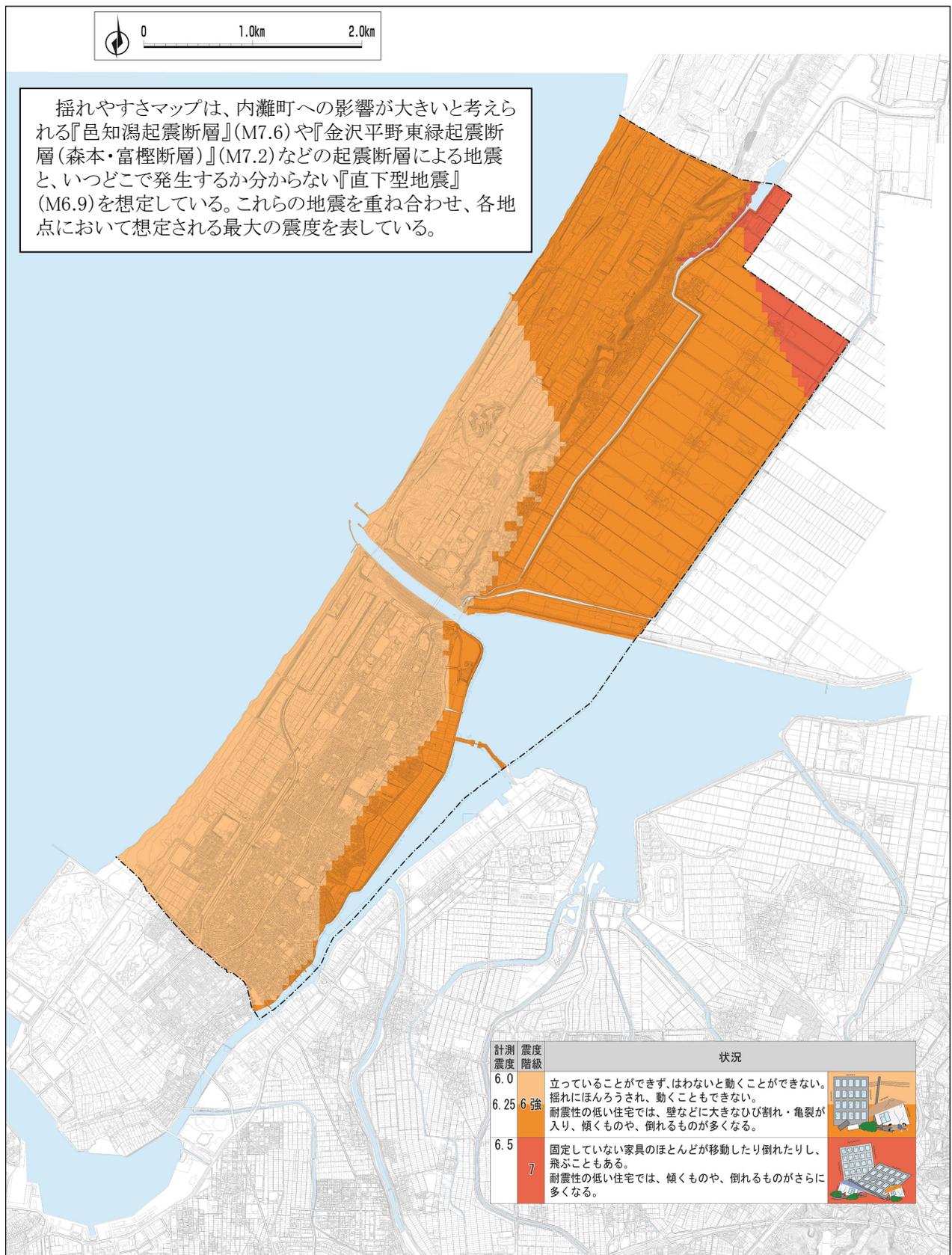
4つの想定地震の震源断層の位置



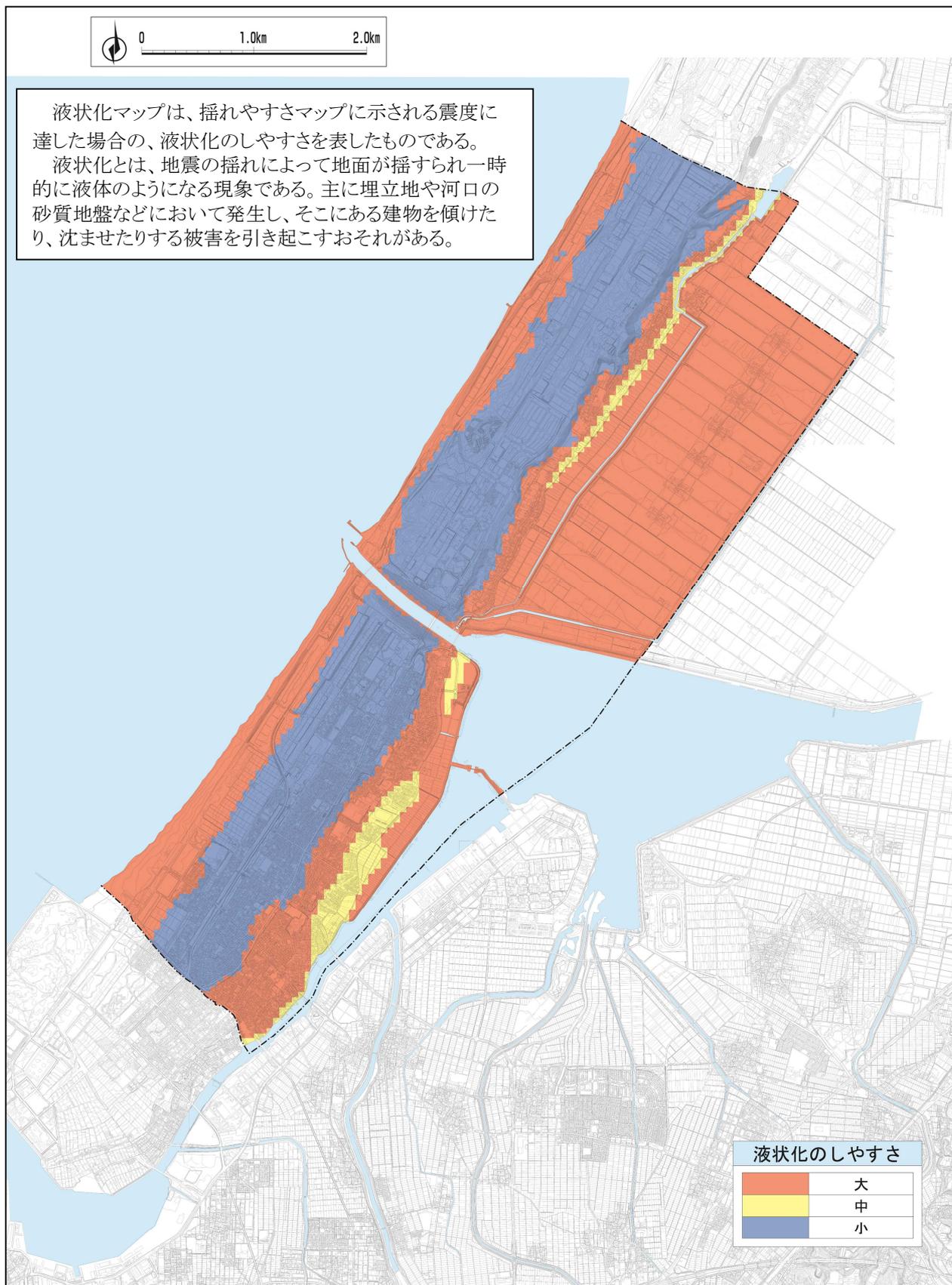
断層面が地表に対して垂直な場合（大聖寺の地震・加賀平野の地震）では、断層の位置は線状になっている。

邑知渦の地震、能登半島北方沖地震の断層面は北西に向かって下がっている。

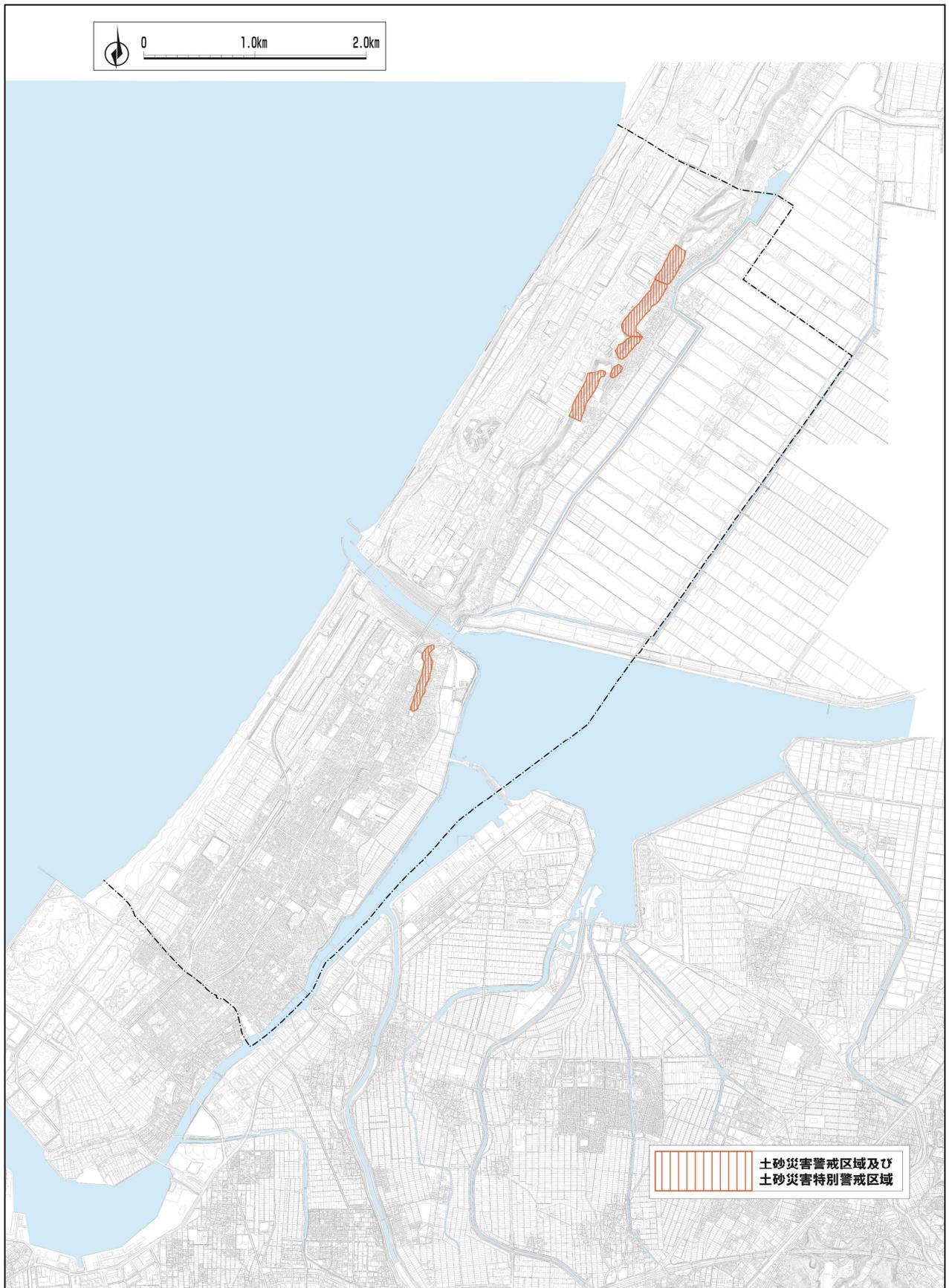
揺れやすさマップ



液状化マップ



土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域図



第7節 津波浸水想定調査における地域の危険性

1 想定される津波の適切な設定

国、県及び市町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

2 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2津波）
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1津波）

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

3 津波浸水想定調査

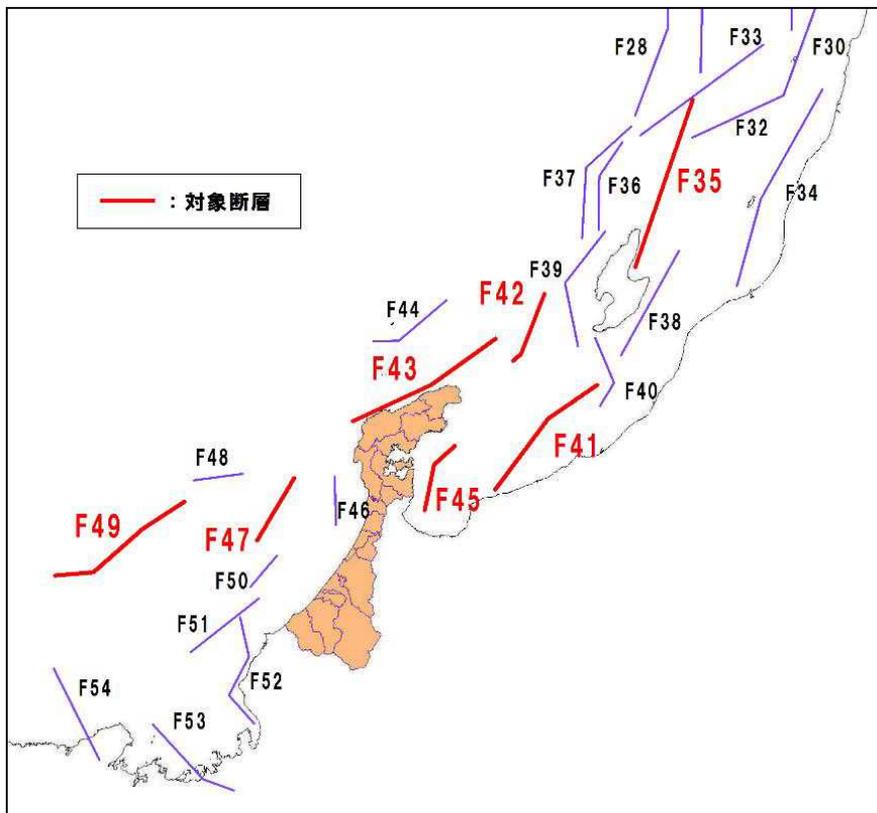
東日本大震災では、大津波の発生により甚大な被害が発生したことから、県では、平成23年度に石川県に影響を与える最大規模の津波を考慮した津波浸水想定を実施した。

その後、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、平成26年8月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」により、国から日本海側における統一的な津波断層モデルが示されたことから、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を設定した。

(1) 想定した津波

ア 断層位置図

平成28年度津波浸水想定断層位置図



〈参考〉平成23年度津波浸水想定断層位置図



イ 断層の設定条件

平成28年度津波浸水想定断層

断層名	地震規模	長さ	幅	平均すべり量
	M	km	km	m
F35	7.58	99.1	19.2	4.59
F41	7.60	85.6	22.7	4.66
F42	7.28	55.8	17.7	3.10
F43	7.57	94.2	19.7	4.50
F45	7.18	42.6	18.3	2.77
F47	7.12	42.5	15.8	2.59
F49	7.39	87.3	14.5	3.56

※平均すべり量：地震により断層がずれ動く距離

〈参考〉平成23年度津波浸水想定断層

断層名	地震規模	長さ	幅	平均すべり量
	M	km	km	m
日本海東縁部	7.99	167.0	17.32	12.01
能登半島東方沖	7.58	82.0	17.32	5.94
能登半島北方沖	7.66	95.0	17.32	6.76
石川県西方沖	7.44	65.0	17.3	4.62

(2) 津波浸水想定結果の概要

ア 内灘町の浸水面積 (k m²)

市町名	平成28年度			〈参考〉平成23年度			増減		
	住居地域	非住居地域	計	住居地域	非住居地域	計	住居地域	非住居地域	計
内灘町	0.04	1.95	1.99	0.03	0.89	1.99	0.01	1.06	1.07

イ 内灘町の最大津波高、最大津波の到達時間、影響開始時間

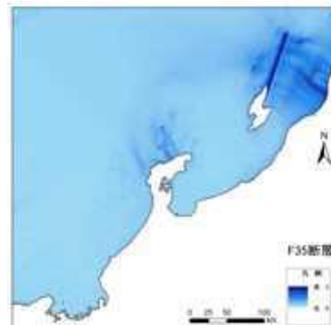
市町名	最大津波高 (m)			最大津波到達時間 (分)	影響開始時間 (分)
	平成28年度	平成23年度	増減	平成28年度	平成28年度
内灘町	3.8	3.8	0.0	25	21

※影響開始時間は、海岸付近の海域で20cmの海面変動が生じるまでの最短の時間をいう。

ウ 断層ごとの津波シミュレーションの概要

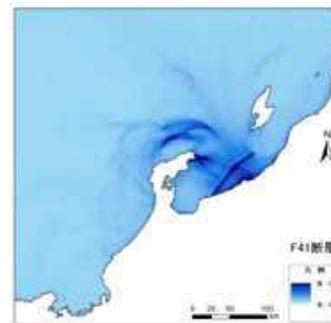
【F3 5】

- ・日本海東縁部で発生した津波は、日本海側に広く伝播するが、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
- ・影響が大きいのは、志賀町、輪島市、珠洲市で、1.7m～8.2m（珠洲市真浦地区）の津波が到達する結果となった。



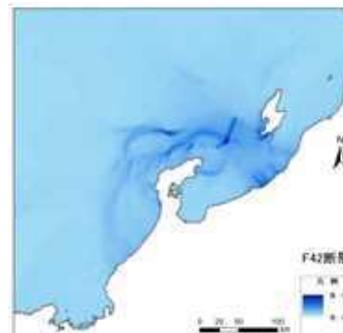
【F4 1】

- ・能登半島東方沖で発生した津波は、能登内浦へ向けまっすぐ伝播し、遠浅の地形により波が収斂し高くなる。また、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように外浦へと伝播する。
- ・羽咋市から七尾市にかけて能登地域全体で影響が大きく、1.0m～20.0m（珠洲市小泊地区）の津波が到達する結果となった。



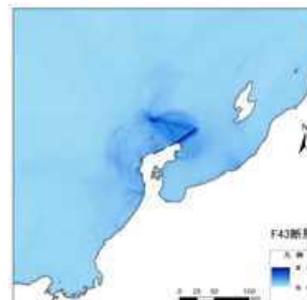
【F4 2】

- ・能登半島珠洲沖で発生した津波は、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
- ・加賀市から宝達志水町、輪島市、珠洲市で影響が大きく、1.6m～8.0m（輪島市深見）の津波が到達する結果となった。



【F4 3】

- ・能登半島北方沖で発生した津波は、能登半島北部沿岸に近接しており、短時間で到達する。他地域には、波が回り込む形で伝播し、到達する。
- ・加賀市から穴水町にかけて広く伝播し、1.7m～6.3m（志賀町百浦）の津波が到達する結果となった。（舳倉島の一部では9.4m）



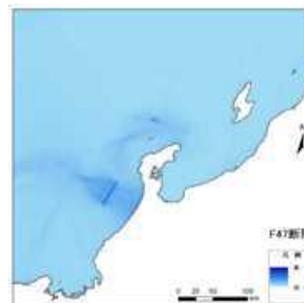
【F45】

- ・富山湾西部で発生した津波は、能登半島東部沿岸に近接しており、能登内浦に短時間で到達する。
- ・能登町から七尾市にかけて影響が大きく、0.7m～7.8m（七尾市下佐々波）の津波が到達する結果となった。



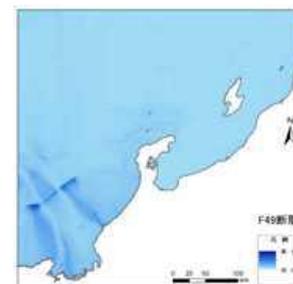
【F47】

- ・能登半島西方沖で発生した津波は、加賀から能登外浦に伝播し、到達する。
- ・白山市から志賀町にかけて影響が大きく、1.6m～3.8m（内灘町白帆台、かほく市白尾）の津波が到達する結果となった。



【F49】

- ・石川県西方沖で発生した津波は、加賀から金沢地域に向けて伝播し、到達する。
- ・加賀市から羽咋市にかけて影響が大きく、1.9m～4.9m（加賀市橋立）の津波が到達する結果となった。



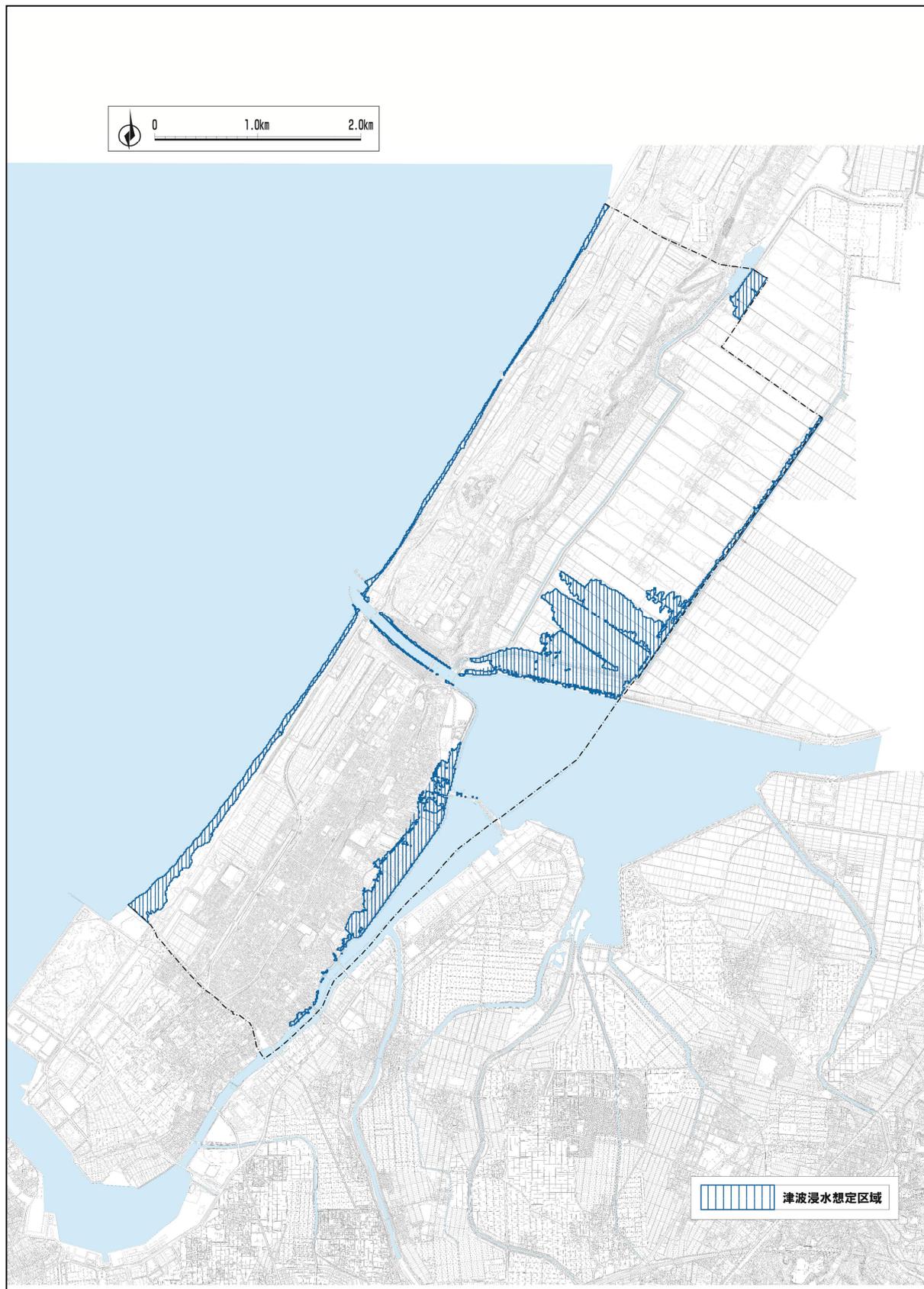
4 津波災害に備える対策

上記の津波浸水想定調査の結果を踏まえ、町及び防災関係機関は、津波災害に対する予防対策として、県民、防災関係機関及び都市基盤の防災津波災害に対する予防対策として、県民、防災関係機関及び都市基盤の防災力向上を図るとともに、津波発生後にも迅速に対応できるよう、応急対策を力向上を図るとともに、津波発生後にも迅速に対応できるよう、応急対策を時系列に沿って分類・整理したうえで、適時・的確に応急対策を講じる体制を整備する。さらに、被災者の利便に配慮した復旧・復興を目指すものとする。

なお、今回の想定結果を超える事態が発生するおそれがあることにも十分留意し、想定を超える津波にも対応できるよう、十分な備えが必要である。

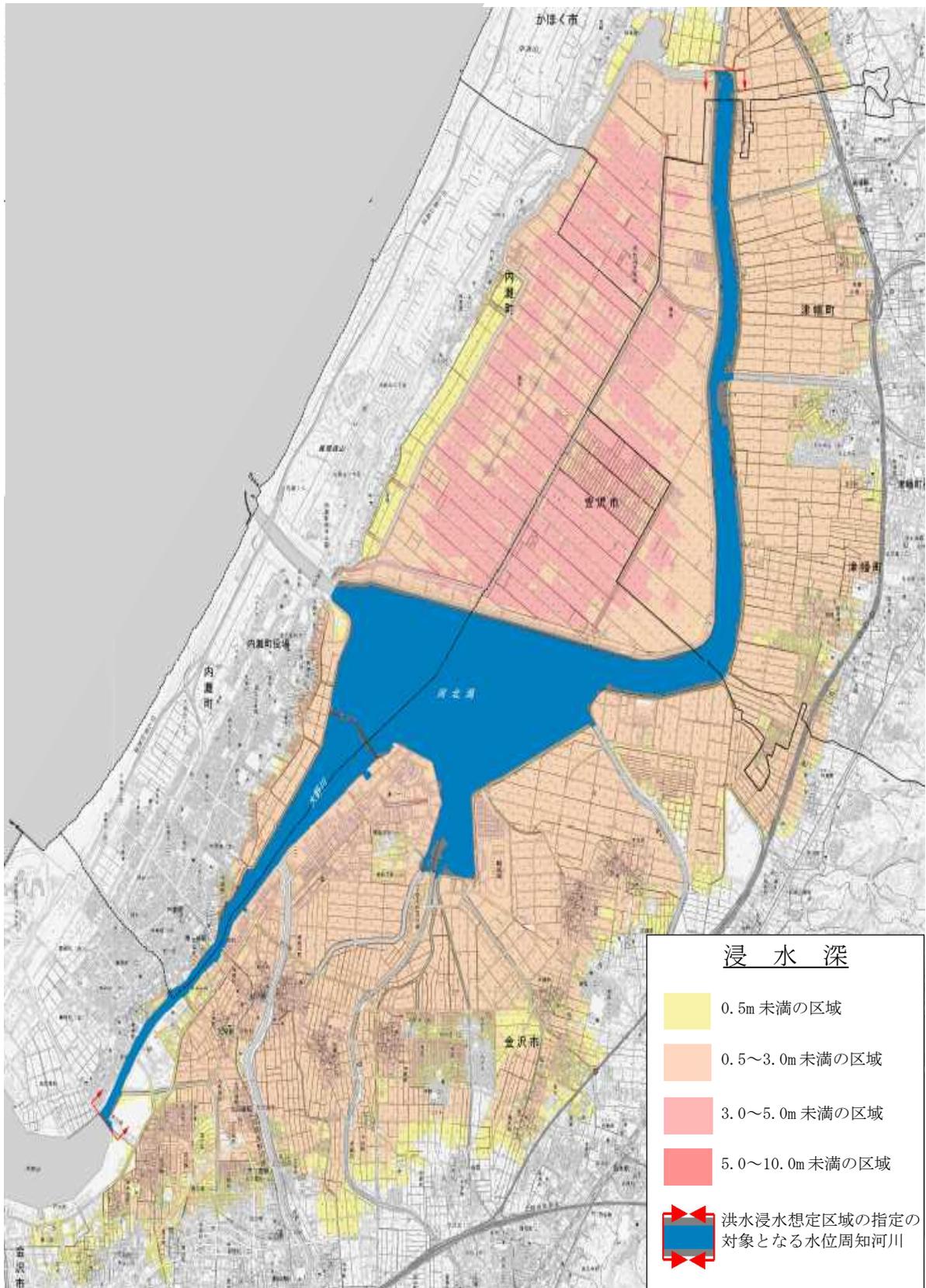
津波浸水想定区域図

最大クラスの断層モデルにて県下全域を対象とした津波シミュレーション結果から想定された範囲を示す。(平成 28 年度 石川県調査)



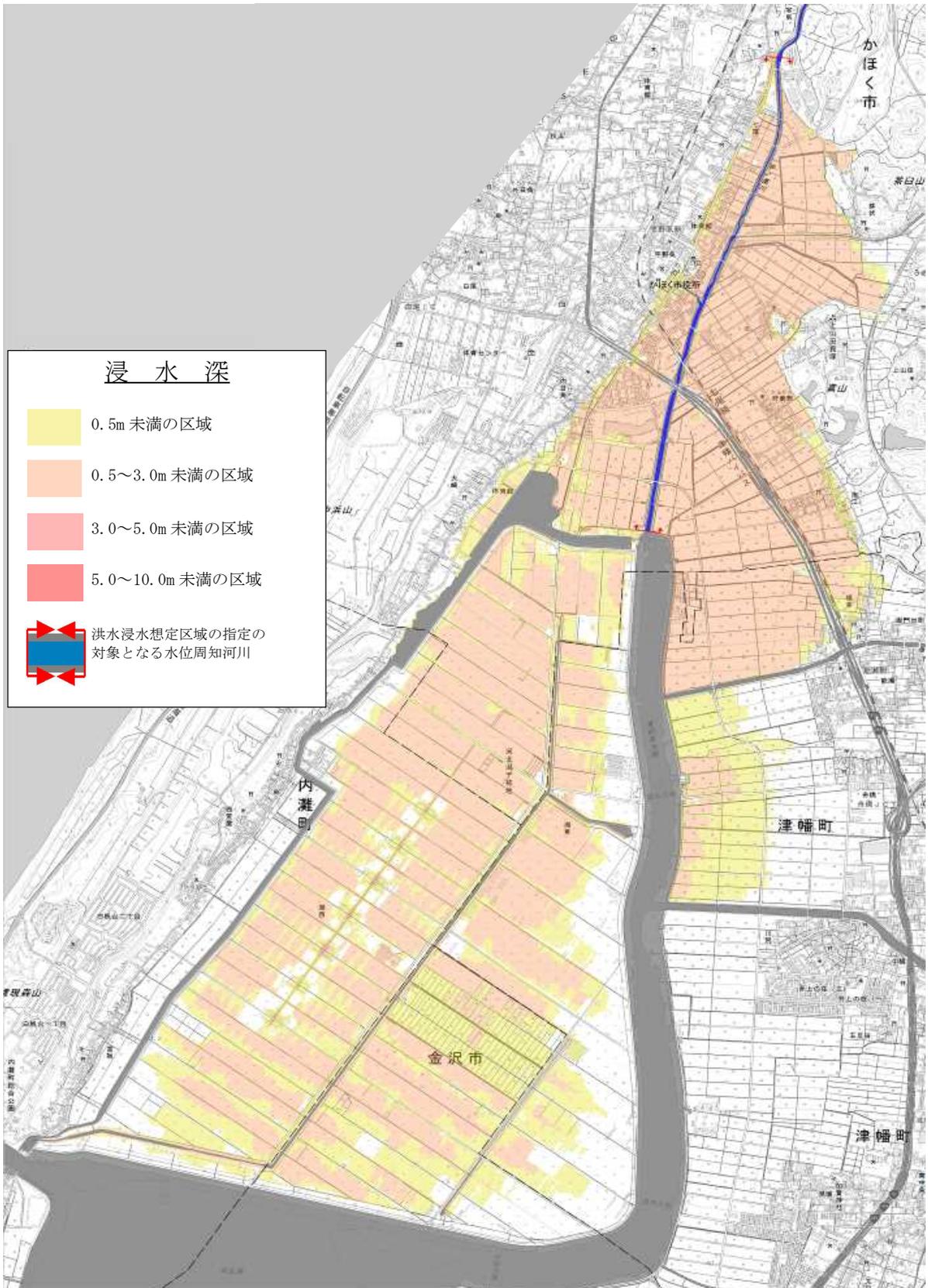
第8節 洪水浸水想定区域図

大野川・河北潟



(令和元年7月19日石川県指定)

宇ノ気川



(令和元年7月19日石川県指定)